

大泉町

最終更新：2020/7/1

| 分類 | 事業名（対象者・内容） |
|-------|--|
| 子育て支援 | <p>子ども医療費無料化</p> <p>対象者：①出生から中学校卒業までの子ども（群馬県内の市町村で一律実施） ②中学校卒業から18歳の年度末までの子ども（市町村民税非課税等一定の要件あり）</p> <p>内 容：入院・外来ともに保険診療の医療費を無料化</p> <p>問合せ：《国民健康保険課 国民健康保険係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p> |
| | <p>保育料等補助 ①保育料の免除 ②副食費の免除</p> <p>対象者：①18歳までの子どもが3人以上いる家庭の3人目以降で、町から保育認定を受け、保育園・認定こども園等に通う3歳児未満の子ども ②18歳までの子どもが3人以上いる家庭の3人目以降で、町から保育認定を受け、保育園・認定こども園等に通う3歳児以上の子ども</p> <p>内 容：①3人目以降の子どもの保育料を無料化 ②3人目以降の子どもの副食費を無料化</p> <p>問合せ：《こども課 教育保育係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p> |
| | <p>子育て育児用品購入費等助成事業</p> <p>対象者：次に定めるすべての要件を満たす保護者 ①町内に住所を有する乳児（1歳未満児）を現に監護していること ②町内に住所を有する人 ③本町の町税を完納していること</p> <p>内 容：乳児の出生日から満1歳となる日までの間に、保護者が町内の小売販売店等において購入または利用した次の子育て育児用品の購入経費等を対象として、乳児1人につき1回限りで10,000円を上限額として助成します。 ・おむつ関連用品 ・授乳関連用品 ・加工済みの乳児用食品や乳児用衣類、寝具、ベビーカーその他の育児用品 ・大泉町ファミリー・サポート・センターにおけるママヘルプ事業に係る各種サービス</p> <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p> |
| | <p>子育て援助活動支援事業〔大泉町ファミリー・サポート・センター事業〕</p> <p>対象者：・援助を受けたい人：お願い会員…生後6ヶ月から小学6年生までの子どもの保護者 ・援助を行いたい人：まかせて会員…心身共に健康で、講習会を受講していただいた人 ・両方を行いたい人：どっちも会員…お願い会員、まかせて会員の両方を兼ねる人</p> <p>内 容：子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行います。</p> <p>○事業内容 ・保育園、幼稚園、小学校等への送迎 ・放課後の預かり ・夏休み、冬休みの終日預かり ・冠婚葬祭や保護者の病気、その他急用の場合の預かり ・買い物など、外出の際の預かり ・病児、病後児の緊急預かり</p> <p>○利用料等 利用料については、援助の内容や曜日などにより、1時間当たり700円～1,600円（援助の時間が30分未満である場合は、その半額）となり、援助の終了後に「お願い会員」から「まかせて会員」へ直接お支払いいただきます。</p> <p>問合せ：《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p> |

[東部エリア]

| 分類 | 事業名（対象者・内容） |
|-------|--|
| 子育て支援 | <p>ママヘルプ事業【大泉町ファミリー・サポート・センター事業】</p> <p>対象者： ・ 出産の予定日の1ヶ月前（多胎妊娠の場合においては、出産の予定日の2ヶ月）から出産の日後1年を経過する日の前日までの女性 ・ 大泉町ファミリー・サポート・センターへ利用登録の届け出を行った人 ・ 次に定めるすべての要件を満たす人 ①本町に居住し、本町の住民基本台帳に記録されていること ②入院等をしていないこと ③1日の全部または一部において、育児や家事などを代わりに行う家族がいない状態であること</p> <p>内 容： 妊娠中や産後の身体や心が疲れている時期に、有料で家事援助や育児補助を行う事業です。利用希望者からの依頼に応じて、大泉町ファミリー・サポート・センターが次の育児や家事等の必要なサービスを提供する人（まかせて会員）を紹介します。 ・ 乳児の沐浴介助その他の育児の補助 ・ 食事の準備及び後片付け ・ 居室等の掃除及び整理整頓 ・ 衣類の洗濯など、育児や家事等の必要な援助 ○利用料等 利用料については、初回2時間まで（多胎妊娠の場合は2回4時間まで）の利用は無料となりますが、その後の利用は1時間当たり700円（土・日・祝日は800円）となり、サービスの終了後に、「お願い会員」から「まかせて会員」へ直接お支払いいただきます。</p> <p>問合せ： 《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p> |
| | <p>学童保育学習サポート事業</p> <p>対象者： 各児童館の学童保育を利用している児童（小学1年生～6年生）</p> <p>内 容： 学童保育の時間の中で、学校の宿題等の学習支援を行います。（週3回）</p> <p>問合せ： 《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p> |
| | <p>子育て世代包括支援センター</p> <p>(新) 対象者： 妊娠期から子育て期にある子育て世代の人</p> <p>内 容： 妊娠期から子育て期のさまざまな相談に対し、切れ目のない支援を行う総合的な窓口の開設。健康づくり課では主に、妊娠・出産・子どもの健康に関する相談を受けます。こども課では主に、入園や、子どもに関する各種手当などの相談を受けます。</p> <p>問合せ： 《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表） 《こども課 子育て支援係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p> |
| | <p>不妊・不育症治療費助成制度</p> <p>対象者： 不妊症・不育症と診断された、次に定めるすべての要件を満たす夫婦 ・ 夫または妻のいずれか一方または双方が、本町の住民基本台帳に記録され、1年以上経過していること ・ 世帯において町税の滞納がないこと</p> <p>内 容： 医療保険適用以外の治療費の2分の1を助成 ・ 不妊症：1年度あたり10万円を上限とし、連続する5年度まで ・ 不育症：1回あたり30万円を限度とし、夫婦一組につき5回まで</p> <p>問合せ： 《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p> |
| | <p>産前・産後サポート事業</p> <p>対象者： 町内に住所を有する妊婦、産婦及びその家族</p> <p>内 容： 出産間近な妊婦や出産後間もない母子及びその家族に対して保健師等による相談・訪問を行い、子育てに必要なサービスを紹介し、妊産婦及び家族の出産前後の不安を解消できるようサポートを行います。 ・ 妊産婦等の悩みや産前産後の心身の不調に関する相談支援 ・ 保健師等による訪問指導 ・ 産婦健康診査を医療機関にて実施（産後約2週間） ・ 地域の子育て支援サービス等の紹介</p> <p>その他、妊娠中の買い物や健診等において、デマンド交通の利用が可能となっています。（町内片道300円）</p> <p>問合せ： 《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p> |

| 分類 | 事業名（対象者・内容） |
|-----------|--|
| 子育て支援 | <p>産後ケア事業</p> <p>対象者：町内に住所を有する生後2ヶ月未満の乳児及びその母親</p> <p>内 容：母乳相談、授乳指導、乳房ケア、沐浴指導など育児に関する相談、産婦が休養できる場の提供など（利用料金1日2,000円（昼食代含む）） ※委託施設にて実施</p> <p>問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-62-2121（代表）</p> |
| 住宅支援 | <p>勤労者住宅資金融資</p> <p>対象者：勤労者であって、町内に自己の居住の用に供する住宅を新築、取得または増改築しようとする人で、町税（大泉町町税条例（昭和32年大泉町条例第38号）第3条に規定する町税をいう。）を完納している人</p> <p>内 容：勤労者に対し、住宅の新築等に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉の増進と生活の安定をはかります。</p> <p>○条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築、取得に必要な資金 ・住宅の増改築に必要な資金 ・担保などは取扱金融機関の定めによる <p>○限度額</p> <p>新 築：1,000万円以内 増改築：400万円以内（前々年度以降土地取得した場合は、300万円以内で加算できます。）</p> <p>○期間</p> <p>新 築：20年以内 増改築：10年以内 （それぞれ3ヶ月以内の据え置き可）</p> <p>○利率</p> <p>年3.3%（ただし中央労働金庫のみ2.7%） ※別途保証料が必要です。</p> <p>問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p> <p>町営住宅の紹介(HP)</p> <p>(新) 対象者：住宅に困っている収入の低い人（町ホームページに詳細の入居資格要件あり） （町営住宅入居資格： https://www.town.oizumi.gunma.jp/01soshiki/07toshi/03toshi/1288598326-3.html）</p> <p>内 容：町営住宅について町ホームページで紹介（町営住宅一覧表： https://www.town.oizumi.gunma.jp/01soshiki/07toshi/03toshi/1288594499-3.html）</p> <p>問合せ：《都市整備課 住宅係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p> |
| 農業体験・就農支援 | <p>農園の貸出し</p> <p>(新) 対象者：本町の住民基本台帳に記録されていて、町税を滞納していない人</p> <p>内 容：町民の皆さんが余暇を活用し、土に親しみながら農業への理解を深めることを目的に、一区間16.38平方メートル（約5坪）の農園の利用者を募集しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区 画：44区画（1世帯1区画まで） ・使用料：1区画3,000円/年 ・貸付期間：令和2年3月1日（日曜日）から令和3年2月28日（日曜日）まで <p>問合せ：《経済振興課 農業振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p> |
| 就労支援 | <p>創業支援事業</p> <p>(新) 対象者：町内で創業を目指す人</p> <p>内 容：経済振興課内に創業支援相談に関する相談窓口を設け、商工会・町内金融機関と連携し、適切な創業支援の提供を行います。</p> <p>問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）</p> |